

当院は保険医療機関の指定を受けています。また次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

外来感染対策向上加算、連携強化加算、サーベイランス強化加算、外来ベースアップ評価料（Ⅰ）、電子的診療情報連携体制整備加算

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口はその旨をお申し出ください。

電子的診療情報連携体制の整備について

- ・ 当院では、オンライン資格確認システムを導入し、患者さんの同意に基づき、診察室等において診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用できる体制を整備しております。
- ・ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めております。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

外来感染対策向上について

- ・感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進しています。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施しています。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの診療を行っております。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

長期処方・リフィル処方箋について

・当院では、病状に応じて、28 日以上の長期処方を行うこと、またはリフィル処方箋を発行することが可能です。ただし、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者様の病状や治療内容等を踏まえ、担当医が医学的に判断いたします。

※リフィル処方箋とは、一定期間内に同一の処方箋を繰り返し使用できる処方箋です。

※投薬量に制限のある医薬品や、病状が安定していない場合などは対象となりません。

薬の一般名での処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名での処方を行う場合があります。一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

発熱患者さんへの対応について

当院では、受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの診療を行っております。

診療ご希望の場合、当院ホームページ (<https://mizuta-ent.com/>)を参考のうえご予約ください。